令和元年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会要旨

日 時 令和2年1月20日(月) 午前10時00分~午前11時30分

場 所 弘前市役所前川新館6階大会議室

出席委員 小川 幸裕(会長)、中畑 政憲(副会長)、下山 清司、柳谷 英俊、番場 邦夫、野呂 忠久

欠席委員 溝江 義孝

出席団体 社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会、社会福祉法人 抱民舎、社会福祉法人 桃仁会 社会福祉法人 愛成会、社会福祉法人 オリーブ会、社会福祉法人 津軽富士見会

事務局 介護福祉課長 工藤 繁志、介護福祉課長補佐 佐々木順一、 介護福祉課主幹兼介護事業係長 山谷亙、介護事業係主事 岸 陽香

関係課 障がい福祉課長 佐藤 真紀、障がい福祉課主幹 佐藤 龍太、 障がい者医療・給付係長 堤 健介

次第4(弘前市における移動困難者の現況)

〇介護福祉課主幹兼介護事業係 山谷係長が次第4について説明

発言者	内容
小川会長	それでは、事務局からの説明に対し、質問・意見等ありましたらお願いします。
下山委員	需要と供給のバランスで、需要が63,000回不足、セダン加えたものだと380,000回不足というのは間違いではないですか。
事務局	福祉車両のみの場合ですと、要介護3、4、5の方、下肢、体幹1・2級の身体障がい者の方に限定されております。セダン型を加えた場合になりますと、要支援の方、要介護1・2の方、身体・知的・精神障がい者も対象とし、車両がセダンを加えた分利用者の範囲も広くなると想定して作っております。こちらに関しましては後程次第5でまた説明させていただきます。
下山委員	380,000回不足というのは何かの間違いに思いますが。
小川会長	前回こちらの資料が実態にそぐわないということで市で検討した結果削除しましたが、前回の協議会で資料が必要だということで再度検討し、資料を作成することになったという流れではありますが、事務局として補足の説明はありますか。
事務局	資料8-2に関しましては算定根拠としまして⑦と⑧の需要量の38回や46回は※1と※2にあるとおり実績の平均値で算出し、543,722回となっております。供給量については79条、4条、78条許可の実績値にタクシー会社の想定回数を足し上げますと161,431回となります。この需要量543,722回から供給量161,431回を引くと、382,291回不足ということになります。
下山委員	この供給量の回数は1日1回の計算ではないですか。これを1日5回10回にしたら供給量と需要量が逆になるのではないですか。
事務局	供給量の輸送回数としてタクシー会社の輸送可能回数5.8回とありますが、こちらは資料3の 3枚目にあるとおり市内タクシー会社に実態調査を行い、1人当たり5.8回と平均がでましたのでこの回数を根拠として算出しております。

発言者	内容
下山委員	タクシーのほうではなくて、訪問介護事業所のほうの平均回数が入ればという意味なのです けれども。
事務局	(C)に66,923回とあるのですが、こちらの数値は資料3-3にあるとおり市内の訪問介護事業所、タクシー会社に実態調査を行った実績値となっております。下山委員のおっしゃる福祉事業所の回数はこちらで加味していることになります。
下山委員	この訪問介護事業所の回数は1日何回稼働しているのですか。62,526回の内訳という意味ですけれども。
事務局	資料3-3に1人あたりの利用回数37.8回、約38回ということで算出しておりました。
下山委員	38回×229台ということですか。
事務局	要介護者の需要量として⑦のほうに要介護需要者が38回×8,964人で340,632回、障がい者の需要量として4,415人×46回で203,090回の需要量を見込んでおります。
下山委員	結果として380,000回足りないものとして、1年200回として割れば足りなくてどうしようもないということになりませんか。
事務局	あくまで推計ですので。前回は数値が乏しいということで資料を削除させていただきましたが、今回作成にあたってタクシー会社や訪問介護事業所に実態調査を行い、前々回の資料よりは実績に近い数値になったかと思います。また、セダンを加えた場合の需要量については施設に入居していない要介護者、障がい者全てが対象となるので需要量が大きくなると思っております。
小川会長	ありがとうございました。確かに数字から見ると下山委員がおっしゃったとおり足りなくてどうしようもないというふうには見えてきますが、実際にはこの不足分の方全てが福祉有償運送を利用するわけではなく、ご家族がいらっしゃったりサービス事業所のサービスを利用したりということもあるので、前回、市としては数字があまりにも大きくて実態と離れているということで1回資料から外されたということですけれども、根拠資料がないなかで議論するのは難しいということでもう1度あげてもらったわけですが、下山委員がおっしゃるとおり数値がかけ離れているのであればもう少し実態に即した数値をあげてもらう必要がありますが、この事業は弘前市だけの事業ではなく他市町村でも行っているのでどのような資料を作成しているのか比較していく必要もあるかと思います。
下山委員	これ380,000回÷200日で1,900人となりますが、1日約2,000名の方が動けないという状態となりますが、この数値はどう考えてもおかしくないですか。
事務局	あくまでも推計ですので。
下山委員	推計でもあまりにもおかしくないですか。1日2,000名の市民が乗るものがないという意味になりますよね。
事務局	需要量として要支援・要介護認定を受けている方全てを根拠としていますが、先ほど会長もおっしゃったとおり全員が福祉有償運送を利用するものではないです。ただ、個人がどのような交通機関を使っているのか把握するのは困難でありますのでこのような数値になったものであります。
小川会長	確かにこちらの方々が毎日通院するわけでも毎日移動するわけでもないかと思いますが、例えば現段階でどのような計算になるかわかりませんが身寄りのない方だったり単身世帯や夫婦のみ世帯を考慮するであるとか、そのあたりが難しいからこの数字になっているのかとは思いますが、例えば要介護者の平均通院日数を弘前でなくても全国で1週間に1回なのか月に1回なのかというものがあるならばそういうものを参考にしていただくとか、他市町村でどのような計算方法をしているのか参考にする必要があるかと思います。ただ、市としてこの計算方法はこれまでと何か違っているのですか。

発言者	内容
事務局	前々回と算出根拠を変えていまして、需要量の回数のところが前々回までは見込みで算出しておりましたが、今回は各事業所に回数を確認して算出しております。前回よりは近い数字をもってきていると思います。
小川会長	下山委員にお聞きしたいのですが、要介護者、要支援者に対する支援をタクシー会社で行っているところもあるかと思いますが、そういったものがここには反映されているものと見れるものなのですか。
下山委員	タクシー会社のほうはこれで合っているかと思います。訪問介護事業所のセダンでの回数 は少なすぎるのではないですか。
事務局	まず先ほどの他市町村の資料についてですが、他市町村に確認したことがあり、需要と供給の資料を出している自治体が確認できませんでした。
下山委員	1日に2,000人の交通難民がいるというのはあまりにもおかしくないですか。
小川会長	タクシーのほうはこちらで合っているということで、福祉のほうは38回というのは実態にそぐわないという意見ですが、こちらの算出方法はどのようになっていましたか。
事務局	資料3-3で輸送回数÷利用者数で出しております。
小川会長	1日2,000人とは確かに大きい数値ではありますので、もう少し実態に近い数値を検討するという形でよろしいですか。
下山委員	セダンは1日何回でしたっけ。
事務局	セダンだけであればセダンの輸送回数33,017回÷セダンの台数128台で257.9、これが1年なので1日あたり21.5、だいたい22回という計算になります。
小川会長	計算方法についてはいろいろな見方もあるということですが次年度に向けてもう少し議論・ 修正が必要かと思います。こちらの計算方法は福祉関係だけでなく、委員に民間事業者の方 もいらっしゃるので民間の意見も取り入れながらということでいかがでしょうか。
下山委員	はい。

次第5(更新登録団体に関する協議)について

〇介護福祉課主幹兼介護事業係 山谷係長が次第5について説明

発言者	内容
小川会長	事務局の説明に対して、各事業所のみなさまから補足説明はありますか。 ないようなので、ただいまの事務局の説明に対して、質問・意見等ありましたらお願いします。
野呂委員	愛成会さんで旅客の範囲ですが、自由ヶ丘について以前は身体障がい者、要支援認定者、 要介護認定者だったのが要介護者認定者のみになっておりますが、変更の理由はございま すか。
愛成会	昨年の11月から養護老人ホーム弘前温凊園と養護盲老人ホーム津軽ひかり荘でも新しく事業を実施することとなったのですが、身体障がい者、要支援認定者が養護老人ホームのほうで実施することとなりました。

発言者	内容
野呂委員	それでは同一法人の中で対象者を調整したということですね、ありがとうございました。
小川会長	他に質問・意見等ありますか。
小川会長	先ほど市からも説明がありましたが、運送の対価についてですがタクシー料金の概ね1/2としており、オリーブ会さんや抱民舎さんでは40%から50%の間で設定してもらっており、40%に満たない社会福祉協議会と桃仁会の対価の設定の背景をお願いいたします。
社会福祉協議会	本会で行っている福祉有償運送についてですが弘前市岩木地区外出支援サービス事業として、弘前市岩木総合支所民生課の委託事業として行っているものになります。平成18年の市町村合併以前から行っている事業で平成26年3月31日までは料金の改定を行っていませんでしたが、平成26年4月1日から10km以上に関しまして10円値上げさせていただきました。皆様ご存じのとおり岩木地区は地域公共交通再編の中でバス路線・運行本数が減っております。地域の、特に高齢者の方は移動が非常に制約されております。現行で最寄りのバス停に1km強の地区もあり、高齢者だと徒歩15分から20分かかる地域もあります。また、賀田や一町田地区でも自転車でバス停まで行く方もいます。地区内のタクシー会社が1社ということで外出支援が不足しております。また、西部圏域が乗降介助が入っていきづらいという地域特性もあります。 担当課と状況を踏まえて現状にあった形に見直すというのはこれからも考えていきます。また、利用者の高齢化に伴い、介護保険・障がい福祉サービスを利用してしっかりとしたサービスを受けてもらったほうがいいのではないか、という打ち合わせもしております。
桃仁会	当法人では福祉有償運送を始めて以来料金の改定を行ったことがありません。今まで介護保険のサービスに付随するものですので赤字とかは考えたことはないのですが、今回この協議会で他の事業所の状況を聞きまして、本会の対価が低いということに気付きました。この状況を理事長にお伝えし、検討したいと思います。
小川会長	まず社会福祉協議会ですが市の委託事業というのもありまして、独自で検討するのはなかなか難しいとは思いますが、福祉有償運送という枠組みを使って動かす以上はタクシー料金の概ね1/2という設定を今後ご検討いただければと思います。 次に桃仁会ですが検討いただけるということで制度の趣旨をご理解いただいてお願いしたいと思います。

採決がとられ、6団体の更新登録について可決された。